

# 定 款



一般社団法人WDCゴルフトーナメント機構

# 一般社団法人WDCゴルフトーナメント機構 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人WDCゴルフトーナメント機構といい、その英文名をWDC Golf Tournament Organization とし、略称を「WDCツアー」と称する。

2 「WDCツアー」とは、ワールドドリームサーキットゴルフツアーの略字で、英文名は World Dream Circuit Golf Tour と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(定義)

第3条 本定款において、「ツアーメンバー」とは、WDC賞金トーナメントに出場するため、選抜資格試験に通過したプロ及びアマチュア選手並びに年間を通して賞金やポイント順位によって出場資格を獲得し、登録を済ませたプロ及びアマチュアゴルフ競技選手をいう。

2 ツアーメンバーは1部ダイヤモンドツアーメンバー、2部プラチナツアーメンバー、3部ゴールドツアーメンバーに分類される。

(目的)

第4条 当法人は、スポーツ文化振興事業の一環としてゴルフその他スポーツの普及と振興に関する活動を行い、国際的な視野から持続的に成長可能な男女プロアマチュア賞金ツアーを通じ、選手生活の安定と地域創生並びにスポーツ大会による国際交流貢献、青少年少女たちの健全育成、夢と感動を実現するスポーツ文化の価値観の共有と共生を理念として、全てのゴルファーの為に貢献し、もって国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) スポーツ興行の企画・主催・運営並びにこれらに関する情報の提供事業
- (2) 国内及び海外でのゴルフ競技会の企画・主催・運営並びにこれらに関する情報の提供事業
- (3) インターネット等の通信ネットワークを駆使したゴルフ興行に関する企画・主催・運営並びにこれらに関する情報の提供事業
- (4) 国際的ゴルフ競技会の企画・主催・運営並びにこれらに関する情報の提供事業

- (5) 国内または海外におけるツアーメンバーの資格認定のためのトーナメントの主催・運営並びにこれらに関する情報の提供事業
- (6) ツアーメンバーのためのプロテスト又はティーチングプロの資格認定事業及びこれらに関する情報の提供事業
- (7) 身体的ハンディキャッププロの育成及びプロ認定事業並びにパラゴルフ競技会の企画・主催・運営に関する事業
- (8) アマチュア及び実業団ゴルファーの育成事業並びにこれらに関する振興事業
- (9) ゴルフその他スポーツレッスン会の主催・運営並びにこれらに関する情報提供事業
- (10) プロゴルファー及び大会運営要員、キャディなどの人材派遣事業
- (11) ツアーメンバーの肖像権の運用管理その他権利の保護に関する事業
- (12) ツアーメンバーのゴルフ保険又は年金に関する募集・運用並びにこれらに関するコンサルティング事業
- (13) ゴルフ関連広告出版物事業及び電子出版物の企画、制作および販売事業
- (14) ゴルフ練習場及びゴルフ場の経営全般に関する事業
- (15) 国内及び海外における放映権の運用管理及び権利保護、販売に関する事業
- (16) 芸能スポーツに関する興行の企画・運営・実施事業
- (17) 前各号に掲げる事業に付随または関連する事業

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行なう。

## 第2章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において承認された個人又は団体

(入会)

第8条 正会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、社員総会において別に定める基準により理事会において、総理事の過半数による承認を得なければならない。

- 2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出しなければならない。

(経費の負担)

第9条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (3) 定期に会費を納入せず当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第11条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき。
  - (3) 当法人が所有し又は管理する知的財産権を故意に侵害したとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第14条 当法人は会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第15条 当法人は、会員の種別ごとに、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第17条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任
- (2) 会員の除名
- (3) 役員報酬等の額の決定及び報酬に関する規定
- (4) 各事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会の基準並びに会費等に関する金額
- (8) 合併又は事業の一部若しくは全部の譲渡
- (9) 前各号に定めるもののほか、総会決議事項として一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき。
- 3 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第20条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日から1週間前までに(書面投票又は電磁投票を認める場合は2週間前までに)書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(定足数)

第21条 社員総会は総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他法令又は本定款で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第23条 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数(書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む)
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事並びに正会員のうちからその会議において選

出された議事録署名人2名以上が署名又電子署名もしくは記名押印をしなければならない。

## 第4章 役員

(役員の設定等)

第26条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、当法人の代表理事とする。
- 3 理事のうち、3名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事(清算人も含む)のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事(以下、「業務執行理事」という)の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序により会長の業務執行に係る職務を代行する。但し、副会長が1名しかいない場合は、その副会長が会長の職務を代行する。

#### (監事の職務権限)

第29条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る財務書類、事業報告書等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第26条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第31条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

#### (役員報酬等)

第32条 役員に対する報酬等は、社員総会において別に定める総額の範囲内で、支給す



ることができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができるものとし、その支払いに必要な事項は、理事会において別に定める。

#### (競業及び利益相反取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (責任の一部免除又は限定)

第34条 当法人は、一般法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第115条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### (名誉会長及び名誉総裁)

第35条 当法人に名誉会長又は名誉総裁を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長又は会長に準ずる職にあった者で、当法人の経営及びスポーツ振興に関し、著しく功績のあった者について理事会の同意を得て会長が任命する。
- 3 名誉総裁は、当法人に物心両面において著しく貢献された者で、世界のゴルフ界の振興またはスポーツ文化事業に多大な功績のある者について、その偉業と功績をたたえ、理事会の同意を得て、会長が任命する。
- 4 名誉会長は、会長の諮問に応じて、会長または当法人に対し、意見を述べることができる。

#### (最高顧問、特別顧問及び顧問)

第36条 当法人に最高顧問、特別顧問及び顧問を複数名置くことができる。

- 2 特別顧問は、グローバルな視点から社会的信用と専門的知識を兼備し、当法人に対して顕著に貢献できる者について、理事会の同意を得て、会長が任命する。
- 3 特別顧問は、理事会及び社員総会に出席し、ゴルフ競技に限らず、事業成長のために必要な助言を行い、その他諮問に応じて、意見を述べることができる。
- 4 特別顧問のうち、極めて顕著な貢献度が認められる者を最高顧問とすることができる。
- 5 顧問は、世界のゴルフトーナメントやスポーツ振興または特別な領域において著しい実績または学識を有する者について、理事会の同意を得て、会長が任命する。
- 6 顧問は、様々な事柄に対し会長又は理事会の諮問に応じて、必要な意見を述べるすることができる。

(相談役)

第37条 当法人に相談役を複数名置くことができる。

- 2 相談役は、役員又はツアーメンバーであった者で当法人の運営又はトーナメントの振興について多大な功労のあった者について、理事会の同意を得て、会長が任命する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じて、会長に対し、意見を述べるすることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第38条 当法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
  - (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
  - (6) 第34条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、3ヶ月1回、毎年計4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
  - (4) 本項第2号及び第3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は会長が招集する。

- 2 会長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法において、各理事及び監事に対してその通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は電子署名もしくは記名押印しなければならない。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第48条 当法人は、基金の拠出を会員又はその他の第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第49条 基金の募集及び割当、払込み等の手続に関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第50条 基金拠出者は、前条に規定する「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第51条 基金は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内において返還するものとする。

(代替基金積立)

第52条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとする。ただし、この基金の取崩しは行わないものとする。

## 第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第53条 当法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第54条 基本財産について、当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分し、又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理及び運用)

第55条 当法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は会長が理事会の決議に定める。

(経費の支弁)

第56条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第57条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第58条 当法人の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第59条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 当法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を主たる事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。

(特別会計)

第60条 当法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計は、第58条の収支予算及び前条の決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

第61条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第62条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処分制限)

第63条 当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第64条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第65条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

第66条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(解散)

第67条 当法人は、一般法人法第148条の事由(同条第3号の事由を除く)によるほか、社

員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

## 第9章 委員会

(委員会)

第68条 当法人の事業を推進するために必要があると認めるときは、別に定めるところにより、理事会はその下部機関として、各種の委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事、事務局員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、権限、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第69条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第70条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (5) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (6) 社員総会の議事録(又は電磁的記録)
- (7) 書面決議等の同意書
- (8) 理事会の決議を省略した場合の同意書(又は電磁的記録)
- (9) 理事会の議事録(又は電磁的記録)
- (10) 会計帳簿
- (11) 計算書類又は附属明細書
- (12) 監査報告書
- (13) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (14) その他法令で定める書類及び帳簿

## 第10章 情報公開

(情報公開)

第71条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

## 第11章 附則

(委任)

第72条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(最初の事業年度)

第73条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年9月30日までとする。

(法令の準拠)

第74条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和3年10月4日